

にかほ市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第3条）

第2章 市民、事業者、市議会及び市の役割（第4条 - 第11条）

第3章 市政運営（第12条 - 第17条）

第4章 情報の共有（第18条 - 第22条）

第5章 参画及び協働（第23条 - 第30条）

第6章 国及び他の地方公共団体等との連携（第31条 - 第33条）

第7章 最高規範性等（第34条・第35条）

附則

日本海に面し、秀峰烏海山に抱かれたにかほ市は、恵まれた自然環境の下、先人たちの夢と希望に満ちあふれた発想とたゆまぬ努力により、歴史と文化を育んできた田園と工業が調和したまちです。

わたしたち市民は、この豊かな郷土において、これまで以上に自然環境との調和を図りながら一人ひとりが将来にわたり希望をもって学び、働き、幸せに暮らすことのできるまちとして、未来に向け発展し続けるにかほ市を目指さなければなりません。

市は、これまで地方自治法に基づき行政運営を行ってきましたが、国及び県による地方分権や権限移譲の推進により、これからは、これまで以上に自主及び自立を図り、独自の発想による自治体運営を行っていく必要があります。また、市は、少子高齢化社会や高度情報化、国際化の進展における市民生活の多様化や市民の環境への意識の高揚など、様々な市民ニーズに即応していかなければなりません。

このような状況により、今後のにかほ市のまちづくりは、市民一人ひとりが市政の主役として、市議会や行政とともに透明性と持続性のある協働のまちづくりを推進していく必要があります。

こうした認識の下、すべての市民が共有するにかほ市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

[解説]

前文は、この条例を制定する由来、趣旨等について掲げています。

にかほ市は、恵まれた自然環境の下、幾多の先人の発想とたゆまぬ努力により、輝かしい歴史と豊かな文化を育んできた、風光明媚な田園地帯の広がる県内でも有数の工業のまちです。

わたしたち市民は、この自然・文化・経済等に恵まれた郷土で、いままで以上に自然環境に配慮しながら、市民一人ひとりが将来にわたり希望をもって学び、働き、幸せに暮らすことのできるにかほ市を目指すものとしています。

そのためには、市は、平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行に伴う、国や県による地方分権や権限移譲の推進に伴い、いままで以上に自主・自立を図ることにより、画一化された行政運営ではなく、市独自の発想による自治体運営を行っていく必要があります。

また、市は、急速に進展する少子高齢化社会や高度情報化、国際化における市民生活の多様化などに即応していかなければなりません。

前述のような状況により、これからのにかほ市のまちづくりは、一人ひとりの市民が市政の主役であることを強く認識しながら、市議会や行政とともに透明性と持続性のある「協働のまちづくり」を推進していく必要があります。

この条例は、今後のにかほ市の自治のあり方について、すべての市民が共有することのできる最高の規範としてのルールを制定するものです。

この条例において「にかほ市」と「市」の使い分けは以下のとおりです。

「にかほ市」・・・空間も含めた市域の総体としてのにかほ市をいいます。

「市」・・・地方自治体である市役所、行政の総称をいいます。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、にかほ市における自治の基本理念と市民及び事業者の権利及び責務を明確にし、市民、市議会及び市の果たすべき役割や市政運営における参画と協働によるまちづくりの基本原則を定め、すべての市民が将来にわたり夢と希望をもって安心して幸せに暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的とする。

[解説]

第 1 条は、条例の目的を定めたものです。

本条例は、にかほ市の自治の基本理念と市民及び事業者の権利と責務を明確に規定した上で、市民、市議会及び市がそれぞれ果たすべき役割と市政運営における参画と協働によるまちづくりの原則を定め、それを推進することによって、すべての市民が将来にわたり夢と希望をもって、安心して幸せに暮らすことのできる地域社会を実現することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む人並びに市内で働く人及び学ぶ人をいう。
- (2) 市の執行機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営むもの又は市内で活動する団体をいう。
- (4) コミュニティ 市民生活の中で、自主性及び自己責任において活動する市民で構成される共通の組織及び集団をいう。
- (5) 参画 市民が政策の立案から実施及び評価に至る各段階において、主体的に参加することをいう。
- (6) 協働 市民、事業者、市議会及び市がそれぞれ役割及び責任を担い、相互に協力して行動することをいう。

[解説]

第2条では、本条例で使用する重要な用語について、意味が正確に伝わり、読む人により解釈の違いが生じないように定義しています。

第1号の「市民」については、まちづくりは、市内で生活・活動するすべての人々による参画と協働により推進する必要があることから、外国人を含む市内に居住している人のみならず、市外から市内へ就労あるいは就学のため通勤・通学している人々を含め「市民」と定義しています。

第2号の「市の執行機関等」とは、市の組織を構成しているそれぞれに独立した機関をいい、それらを総称して「行政」といいます。

第3号の「事業者」とは、市内で事業を営んでいる商工業者や非営利活動を行っているNPO法人等の団体のことをいいます。

第4号の「コミュニティ」とは、市民生活の中で、自主性と自己責任において活動する市民で構成される自治会、町内会や各種団体等、地域性と共同体感情を基盤とするつながり、あるいはこうしたつながりをもつ組織・団体をいいます。

第5号の「参画」とは、事業や施策の決定段階に形式的に参加するのではなく、企画立案から実施及び評価までのすべての過程において主体的に市政に参加することをいいます。

第6号の「協働」とは、市民、事業者、市議会及び市のそれぞれ異なる主体が、対等の立場で役割と責任を分担しながら相互に補完し協力していくことであり、これからのまちづくりの原則となるものです。

(基本理念)

第3条 まちづくりは、ふるさとを愛する市民の心の和を高く掲げ、まちづくりの理想の実現のため、「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」を基本理念とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 安心して暮らせる福祉のまちづくり
- (2) 自然豊かで住みよいまちづくり
- (3) 人と文化を育むまちづくり
- (4) 活力ある産業のまちづくり
- (5) 人と情報が交流するまちづくり
- (6) 協働と自立のまちづくり

[解説]

第3条は、市は、まちづくりの理想を実現するため、基本構想に掲げる「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」を基本理念として、各号に掲げる6項目からなるまちづくりを推進するものです。

夢あるまち

市民一人ひとりが、健康で輝き、思いっきり明るい夢と希望を語り、誇りの持てるまちづくりを目指します。

豊かなまち

緑豊かな森、美しい清流など恵まれた自然に生まれ、田園と都市が調和する地域づくりに努めるとともに、経済的な豊かさと心の豊かさやゆとりを感じることができる、魅力あるまちづくりを目指します。

元気なまち

世界的視野に立った連携や交流を進め、新しいことにどんどんチャレンジする元気なまちづくりを目指します。

第1号の「安心して暮らせる福祉のまちづくり」とは、子どもから高齢者まで、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを推進するもので、保健・福祉・医療が連携したサービスを充実するとともに、市民が共に支え合う地域づくりのため、市民、市議会、行政、NPO、ボランティアなどの協働体制を整えるものです。

第2号の「自然豊かで住みよいまちづくり」とは、豊かな自然環境の保全を図るとともに、快適で住みよいまちづくりを推進するため、地球規模での環境・エネルギー問題に配慮し、省資源やりサイクルを推進するとともに、道路や下水道、都市ガス、身近な公園・緑地等を整備し、快適な居住環境づくりに努め、災害に強く犯罪や事故のない、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるものです。

第3号の「人と文化を育むまちづくり」とは、高度情報化や国際化に対応できる人材を育成するための教育を充実するとともに、家庭と学校、地域が連携を図り、明るくたくましい子どもの育成を行うものです。

また、市民がいつでも学べる生涯学習や、誰でも楽しくスポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、文化財を保護・継承し、地域に根ざした伝統文化や芸能を生かしたまちづくりを進めるものです。

第4号の「活力ある産業のまちづくり」とは、世界に躍進する「活力ある工業のまち」を目指し、T D Kをはじめとする地域企業と研究機関等との産学官連携、企業間のネットワークを形成し、新技術・新製品の開発や新産業への進出を促進するとともに、企業誘致を推進し、雇用環境の整備を図るものです。

第5号の「人と情報が交流するまち」とは、にかほ市の魅力を積極的にアピールし、文化・スポーツなどの多様な分野における地域間交流や姉妹都市等との国際交流を推進するものです。

また、市民生活の利便性を高めるため、交通機関の充実を図り、高度情報化に対応した情報通信基盤の整備を促進するとともに、市民が共に助け合い、地域の課題に主体的に取り組めるコミュニティづくりを推進するものです。

第6号の「協働と自立のまちづくり」とは、情報公開を一層推進し、市民をはじめ団体・企業との情報の機会を拡充するなど、市民と行政が協働したまちづくりを行うものです。

また、良質な行政サービスを提供するために職員の意識改革を進めるとともに、行政評価制度の導入や、徹底したコスト縮減、職務能力の向上を図るなど、効率的で効果的な行財政運営を推進するものです。

第2章 市民、事業者、市議会及び市の役割

(市民の権利及び責務)

第4条 市民は、市の情報を知る権利及びまちづくりに参画をする権利を有する。

2 市民は、まちづくりの主役であることを強く認識し、その発言及び行動に責任を持ち、主体的にまちづくりに参画することにより、市及び市民相互による協働のまちづくりに努めるものとする。

[解説]

第4条は、まちづくりの主役である市民の権利と責務を定めたものです。

第1項は、市民は、権利として市の行政情報を知る権利とまちづくりに参画する権利をもっていることを規定したものです。

第2項では、市民の責務として、市民はまちづくりの主役であるので、そのことを強く認識し、その発言と行動に責任をもって主体的にまちづくりに参画することで、協働のまちづくりに努めることを定めています。

(事業者の権利及び責務)

第5条 事業者は、市の情報を知る権利を有し、その事業活動が住環境及び自然環境に及ぼす影響を十分配慮するとともに、地域社会との調和を図り、活力あるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、地域社会の一員として、協働のまちづくりに関する理解を深め、公益活動の重要性を強く認識し、その社会的責任に基づき積極的に地域社会への貢献に努めるものとする。

[解説]

第5条は、市内で経済活動や社会活動を行っている、もう一方の商工業者等の事業者の権利と責務を定めたものです。

第1項は、事業者の権利として、市の情報を知る権利をもっており、責務として、事業者自らが行う事業活動が、市民の生活や自然環境に悪影響を及ぼすことのないよう十分に配慮することで、地域社会との調和を図ることにより、活力あるまちづくりに努めるものとしています。

第2項は、事業者の責務について、事業者も地域社会の一員として、協働のまちづくりへの理解と公益活動の重要性を強く認識することで、その社会的責任に基づいて積極的に地域社会への貢献に努めるものとしています。

(議会の役割及び責務)

第6条 議会は、市民の代表として選ばれた議員によって構成される市の最高意思決定機関として、常に市政が民主的かつ効率的に行われるよう、市の政策水準の向上及び行政運営の円滑化について調査及び監視に努めなければならない。

2 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有するとともに、情報公開請求に対しては誠実にこたえるよう努めなければならない。

[解説]

第6条は、市民の代表である議会の役割と責務について定めたものです。

第1項は、議会は、市民の代表として直接選挙で選ばれる議員によって構成される市の最高意思決定機関であり、地方自治法第96条で定められる条例の制定、改正及び廃止、予算の決定及び決算の認定の意思決定を行うものであります。また、常に市政が民主的に行なわれ、税金が効率的・効果的に使われているか、市行政等の運営について調査及び監視に努めるものとしています。

第2項は、議会は、議会の活動について、市民に対して市議会だより等により分かりやすく説明する責務を負う他、市民等から情報公開の請求があった場合には、にかほ市情報公開条例に基づき誠実に回答するよう努めるものとしています。

(議員の責務)

第7条 議員は、市民全体の奉仕者として市民の信託にこたえ、与えられた権利及び責務を深く自覚し、地方自治の本旨に基づき誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、政策立案能力の向上に努めるとともに、市民と十分な意見交換をし、市民の意思が市政に反映されるような視点で活動をしなければならない。

[解説]

第7条は、議員の責務について定めたものです。

第1項は、議員は、市民全体の奉仕者であり、与えられた権利と責務を深く自覚することで、地方自治の本旨である住民自治と団体自治について、誠実に職務の遂行をしなければならないことを規定しています。

第2項は、議員は、地方分権の進展により政策立案能力の向上が求められており、その向上に努めるとともに、常に市民の意思が市政に反映されるような視点で、日々の活動をしなければならないことを規定しています。

(市長の役割及び責務)

第8条 市長は、まちづくりの基本理念を実現するため、全力で市民の負託にこたえなければならない。

2 市長は、市を統括するとともに、公正で民主的かつ効率的な市政運営を行い、必要に応じて市民及び議会に対し市政運営状況を公表しなければならない。

3 市長は、市民がまちづくりの活動に参画をすることができるよう、市民の知る権利及び参画をする権利を保障しなければならない。

4 市長は、多様化する市民の行政需要に応じた行政運営の推進を行うため、常に職員の資質向上に努めなければならない。

[解説]

第8条は、市の最高意思決定者としての市長の役割と責務について定めたものです。

第1項は、市長は、第3条に掲げるまちづくりの基本理念を実行するために、全身全霊を持って市民の負託に応えなければならないものと規定しています。

第2項は、市長は、法人格を有するにかほ市の代表として、かつ市民の代表として市を統括し、公正で民主的な市民サービスの向上や無駄のない効率的市政運営を行い、市政運営の透明性を確保するため、必要に応じて市民や議会に対して公表しなければならないものと規定しています。

第3項は、市長は、市民がまちづくりの活動に参画しやすいように、すべての市民に対し、市の情報を知る権利とまちづくりに参画する権利を保障することを規定しています。

第4項は、市長は、社会経済政治情勢の変化等により多様化する行政需要に即応した行政運営の推進のため、常に市職員の知識の修得や能力の向上に努めるよう規定してい

ます。

(執行機関等の責務)

第 9 条 市の執行機関等は、その権限及び責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

[解説]

第 9 条は、市の執行機関等の責務について定めたものです。

第 2 条に掲げる市の執行機関は、それぞれに与えられた権限と責任において、すべての市民に対し公正で誠実に対応しながら、職務に当たらなければならないことを規定しています。

(職員の責務)

第 10 条 職員は、常に市民本位の立場に立ち、市民生活の向上及び福祉の充実に努めなければならない。

2 職員は、市民全体の奉仕者であることを常に自覚し、何人にも謙虚な態度で接しなければならない。

3 職員は、常に改革の意識をもって職務に当たるとともに、公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

4 職員は、常に職務の遂行に必要な知識の習得、能力の向上に努めなければならない。

[解説]

第 10 条は、職員の責務について定めたものです。

第 1 項は、職員は、業務を遂行する上で常に市民の立場に立って、市民生活の向上と福祉の充実を図ることにより、市民サービスの向上に努めるよう規定しています。

第 2 項は、職員は、常に市民全体の奉仕者であることを自覚することで、どのような人に対しても謙虚な態度で対応するよう規定しています。

第 3 項は、職員は、現状に甘んずることなく常に改革の意識をもって職務遂行に当たるとともに、すべての市民に公正かつ効率的に対応するよう規定しています。

第 4 項は、職員は、市民サービスの向上を図るため、常に職務上必要な知識の習得や能力の向上に努めるよう規定しています。

(市の組織)

第 11 条 市は、市を構成する組織について、市民に分かりやすいものとし、効率的かつ機能的で常に社会情勢に応じて見直しに努めなければならない。

[解説]

第 1 1 条は、市の組織について定めたものです。

現在、市の組織は、合併協議に基づき仁賀保・金浦・象潟の 3 庁舎に分庁になっていますが、市は、急速な社会経済情勢の変化や少子高齢化社会に即応し、常に見直しを行うことにより、市民に分かりやすく効率的で効果的な組織体制の整備に努めるよう規定しています。

第 3 章 市政運営

(行政運営を行うための基本的考え方)

第 1 2 条 市は、行政運営を行うに当たり、市民本位の方向性でまちづくりを進めなければならない。

2 行政運営は、生活者重視を根本とし、市民が安心と幸せを実感できるものでなければならない。

[解説]

第 1 2 条は、行政運営を行うための基本的な考え方について定めたものです。

第 1 項は、市は、まちづくりを行うに当たっては、常に市民の立場に立ち、市民がどう考えているか、どのようにしたら市民の利益になるかを第一に考え、行政運営を行わなければならないものとしています。

第 2 項は、市の行政運営は、常に生活者の視点で行うことを基本とし、日常生活において市民が安心して幸せを実感できるものでなければならないものとしています。

(総合計画に基づく行政運営)

第 1 3 条 市は、第 3 条に規定する基本理念に沿って、総合的かつ長期的な行政運営を行うため、基本構想及びこれを実現するための基本計画 (以下「総合計画」という。) を策定するものとする。

2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見が反映できるように、広く市民の参画を得るよう努めなければならない。

3 市の執行機関等は、総合計画について市民への周知を図り、その進行管理を適切に行い、必要に応じて情報を提供するものとする。

[解説]

第 1 3 条は、市政運営の基本方針の総合計画に基づく行政運営について定めています。

第 1 項は、市は、第 3 条に掲げる基本理念に沿って、地方自治法第 2 条第 4 項に基づく総合的かつ計画的な行政運営を行うため、基本構想及びこれを実現するための基本計画、実施計画を策定するものとしています。

第 2 項は、総合計画の策定に当たり、将来の行政需要等を把握するため市民アンケート等を実施し、市民の意見を反映できるように、素案段階において市民説明会やパブリ

ックコメント等の意見聴取を行うことで、広く市民の参画を得るものとしています。

第3項は、第2条に掲げる市の執行機関は、総合計画策定後、それぞれに掲げられた計画について市民に周知を図るとともに、適切な進行管理を行いながら、その進行状況について市民に必要な応じて情報を提供するものとしています。

(用語の解説) パブリックコメント

パブリックコメントとは、市の重要な施策等の立案段階において、その施策等に関する趣旨、内容等を広く市民等に公表し、公表したのに対して市民等から提出された意見及び情報を考慮して市としての意思決定を行うとともに、意見等の概要及びこれらに対する市の考え方等を公表する一連の手続きをいいます。

(総合的な行政サービスの推進)

第14条 市は、市民の最大のサービス機関として、市民のニーズに的確かつ速やかにこたえるため、縦割り行政の弊害を排し組織横断的な調整を図り、常に市民の目線で考えながら総合的な行政サービスの推進に努めるものとする。

[解説]

第14条は、市の総合的な行政サービスの推進について定めています。

市は、市民の最大のサービス機関として、常に市民要望等のニーズに対し、行政の組織横断的な対応を図ることにより的確に対応し、行政サイドではなく市民の立場に立った総合的な行政サービスの推進に努めるものとしています。

(行政手続)

第15条 市は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の権利及び利益を保護するように努めなければならない。

[解説]

第15条は、行政手続について定めたものです。

市は、行政手続法(平成5年法律第88号)第46条の規定の趣旨にのっとり、にかほ市行政手続条例で処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利や利益を保護するように努めるものとしています。

(行政評価)

第16条 市は、効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、市民参画の下に行政評価を実施し、その結果を速やかに公表するものとする。

[解説]

第16条は、行政評価について定めたものです。

市は、総合計画に基づく行政運営の推進に当たって、効率的で効果的な行政運営を行うため、市民参画による行政評価を実施することにより、事務事業の進捗状況や成果を検証し、その結果を市民に速やかに市広報やホームページなどの媒体で周知し公表するものとしています。

(健全な財政運営)

第17条 市は、総合計画及び行政評価を踏まえた行政の仕組みを確立するとともに、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市の財政運営は、市民の生活に直結することであり、最も適切かつ効果的な方法により周知しなければならない。

3 市長は、財政運営の透明性を確保するため、市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人及び株式会社並びにその他の団体の財政状況について、市民に分かりやすく公表しなければならない。

[解説]

第17条は、健全な市の財政運営について定めています。

第1項は、市では、総合計画に基づく行政運営において、施策ごとの行政評価制度の確立を図りながら常に事業の精査をし、限られた財源の効率的で効果的な活用を図り、健全財政に努めるものとしています。

第2項は、市の財政運営は、その財政状況により市民サービスの高低に直結するので、必要に応じて広報やホームページ等により市民に周知するものとしています。

第3項は、市長は市の財政運営について、市民に対し一般会計及び特別会計のみならず、市で2分の1以上出資している「象潟ねむの丘」や「温泉保養センターはまなす」の法人や株式会社等の団体の財政状況について、広報等により分かりやすく公表するものとしています。

第4章 情報の共有

(情報の共有)

第18条 市は、市民がまちづくりに参画をするために必要な市の保有する情報について、市民に積極的に提供し、情報の共有に努めるものとする。

[解説]

第18条は、市及び市民との情報の共有について定めたものです。

市は、市民との協働のまちづくりを推進するに当たり、市民がまちづくりに参画するために必要不可欠な市の保有する情報について、市広報やホームページ等による媒体で

積極的に公開及び提供することにより、相互に情報の共有に努めるものとしています。

(個人情報の保護)

第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

[解説]

第19条は、市民の個人情報の保護について定めたものです。

市は、にかほ市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利や利益が侵害されることのないように、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じるものとしています。

(審議会等の公開)

第20条 市は、市民に審議会等の会議を原則として公開するよう努めるものとする。

[解説]

第20条は、審議会等の公開について定めています。

市は、審議会等の会議を原則公開とするものの、場合によっては委員に危険を生じることのないよう、必要に応じて会議を非公開とすることができるものです。

(説明責任)

第21条 市は、施策の立案、決定、実施及び評価に至るまでのそれぞれの過程において、その経過、内容等について市民に分かりやすく説明する責務を有するものとする。

[解説]

第21条は、市民に対する市の説明責任について定めています。

市は、施策を実施する場合、その立案から決定、実施、評価に至る各過程ごとに、その必要性や効果等について、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定しています。

(意見、要望等への対応)

第22条 市は、市民から意見、要望、苦情等が出されたときは、迅速かつ誠実に処理しなければならない。

[解説]

第 2 2 条は、市民からの意見、要望等の対応について定めています。

市は、市民からの市長への手紙、各庁舎に設置している意見箱やホームページへの意見、要望、苦情等が提出された場合、それぞれに対して迅速かつ誠実に処理に当たらなければならない責務について定めています。

第 5 章 参画及び協働

(参画及び協働の原則)

第 2 3 条 市は、市民の意思が市政に反映されるよう、市民の市政への参画の機会拡充に積極的に努めなければならない。

2 市民と市及び市民同士は、相互理解の下にまちづくりを協働で推進しなければならない。

[解説]

第 2 3 条は、参画と協働の原則について定めたものです。

第 1 項は、市は、市民の想いが市政に反映されるように、できるだけ多くの市民が市政へ参画できるよう、積極的に参画の機会を広げなければならないことを規定しています。

第 2 項は、協働のまちづくりは、市民と市行政の相互理解及び市民同士の相互理解が図られる形で推進しなければならないことを規定しています。

(市民の参画)

第 2 4 条 市は、次に掲げる施策を実施しようとするときは、あらかじめ市民の参画を求めなければならない。

- (1) 市の総合計画その他の市の基本的政策を定める計画等の策定及び変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正若しくは廃止又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正若しくは廃止
- (3) 市民の生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす制度の導入、改正又は廃止

[解説]

第 2 4 条は、第 1 号から第 3 号までの各号に掲げる、総合計画や基本的政策の策定や変更、市政の基本方針や市民の権利の制限にかかわる条例の制定や改正又は廃止、さらには市民の生活や事業者の事業活動に重大な影響のある制度の導入や改正又は廃止を行う場合については、立案の段階から市民の参画により行なわなければならないものと規定しています。

(意見聴取制度)

第25条 市は、市民への説明責任を果たすため、前条各号に掲げる事項について、広く市民の意見を求めるため公聴会、説明会又はパブリックコメントを実施しなければならない。

[解説]

第25条は、市民の意見の聴取制度について定めています。

市は、市民生活に重要な影響を及ぼす第24条に掲げる重要な政策や計画の策定や変更をする場合は、市民への説明責任を果たすため、立案の段階で市民に対し公聴会や説明会あるいはパブリックコメントを実施し、意見や提案を求めなければならないことを規定しています。

(自治組織)

第26条 市民は、コミュニティによる活動を実現するため、それぞれの地域において自治組織を形成することができる。

2 自治組織は、地域住民に開かれた組織として、各団体と連携しながらまちづくりに努める。

3 市は、自治組織と協働し、基本理念に基づいた公平なまちづくりを推進するものとする。

[解説]

第26条は、市内に合わせて103組織されている自治会、町内会、集落などの自治組織について定めています。

第1項は、市民は、コミュニティによる活動を実現するために、旧町単位の仁賀保地域、金浦地域、象潟地域のそれぞれの地域において、自治会、町内会等の自治組織を形成することができることを規定しています。

第2項は、自治組織は、誰でも加入できる地域住民に開かれた組織として、社会福祉協議会、NPOやボランティア等の各種団体と連携を図りながら、まちづくりに努めるよう規定しています。

第3項は、市は、自治組織と協働することにより、第3条に掲げる基本理念に基づく公平なまちづくりを推進するように規定しています。

(コミュニティ活動の支援)

第27条 市は、まちづくりにおけるコミュニティ活動の重要性を十分に認識し、コミュニティの自主及び自立を尊重しつつ、必要に応じてその活動を支援することができる。

[解説]

第27条は、自治会、町内会、集落、NPO等の各種のコミュニティ活動の支援について定めています。

市は、まちづくりにおいて、市との協働のまちづくりの重要なパートナーである自治会、町内会、集落、NPO等の各種コミュニティ活動の重要性を認識しながら、対等な関係の下、それぞれのコミュニティの自主的な活動や自立に向けた活動を支援することができることを規定しています。

(住民投票)

第28条 市長は、市政の重要事項に関し広く市民の意思を問う必要があると認める場合は、住民投票の制度を設けることができる。

2 前項の場合において、住民投票の実施に関する手続その他の事項は、その都度条例で定めるものとする。

3 市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

[解説]

第28条は、直接市民の意思を問う住民投票について定めています。

第1項は、市長は、市政を大きく左右する重要な事項について、直接市民の意思を確認する必要がある場合に、住民投票制度を設けることができるものです。

第2項は、住民投票の実施に関する手続等について、その都度個別の条例を定めて実施することを規定しています。

第3項は、市長は、住民投票の結果については、法的拘束力はないものの市民の意思を真摯に受け止め、尊重することを規定しています。

(住民投票の請求及び発議)

第29条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。

3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。

[解説]

第29条は、地方自治法に基づく住民投票の条例制定の請求手続と、議員及び市長の住民投票の発議について定めています。

第1項は、地方自治法第74条に基づき、本市において選挙権を有するものの50分の1以上の署名者により、その代表者が市長に対して住民投票条例の制定について請求できることを規定しています。

第2項は、地方自治法第112条に基づき、市議会議員の12分の1以上の賛成者をもって、住民投票条例を市議会に提出できることを規定しています。

第3項は、市長自ら市の将来にかかわる極めて重要な事項について、住民に判断を委ねる場合には、住民投票条例を市議会に提出できることを規定しています。

(審議会等の委員公募)

第30条 市は、開かれた市政と市民のまちづくりへの参画に資するため、市の審議会等の委員を委嘱しようとする場合、その全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。

2 前項における審議会等の委員の構成については、男女の比率、他の審議会等との重複等を十分に考慮の上、幅広い人材の登用に努めなければならない。

[解説]

第30条は、市で設置する審議会等の委員の公募について定めています。

第1項は、市は、審議会等の委員の委嘱について、市民のまちづくりへの参画を推進し、透明で開かれた市政を実現するために、その審議会等の委員は、原則として全部又は一部を市民から公募するように努めるものです。

第2項は、市は、審議会等の委員の構成について、男女共同参画を推進する上でも女性委員の登用を行い、又なるべく同一人の各種委員の重複を避け、市民から広く人材を登用するように努めるものです。

第6章 国及び他の地方公共団体等との連携

(国及び県との関係)

第31条 市は、国及び県とは対等の関係にあることを踏まえ、共通する課題の解決を図るため、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努めるものとする。

[解説]

第31条は、国及び県との関係について定めています。

市は、地方分権の趣旨を踏まえ、国及び県とは対等の関係であることに鑑み、外交、防衛等の国でなければできないことその他、それぞれに共通する課題の解決を図るためには適切な役割分担の上、市として自立した自治を確立するよう努めるものです。

(他の地方公共団体等との関係)

第32条 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題の解決を図るため、自主性を保持しつつ連携及び協力に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができる。

[解説]

第32条は、他の地方公共団体等との連携について定めたものです。

第1項は、市は、近隣の地方公共団体や姉妹・友好都市や大学、NPO等の関係機関とも情報の共有を図り、医療や福祉、教育、環境等の様々な分野で共通で抱えている課題について、自主性を保ちながら総合的な視野に立って連携し、協力に努めるものです。

第2項は、前項の課題を解決するため、広域連合や一部事務組合等、あるいは鳥海山環境サミット、奥の細道サミット等のような機関を、地方自治法に基づき他の自治体等と共同で設置することができることを規定しています。

(国際交流)

第33条 市は、市民参加の国際交流の促進を図り、市民の地域を愛する心及び国際的視野を育みつつまちづくりに努めるものとする。

[解説]

第33条は、国際交流について定めたものです。

市は、市民参加による国際交流を促進することで、市民の国際的視野を育むことより、市民が自分の住んでいる地域の環境や人々を愛する心をもったまちづくりを推進するものです。

また、市民参加の国際交流とは、行政や議会や特定の人たちのみの交流ではなく、あくまで民間主導による市内の中高生や一般の方々の国際交流を指しています。

第7章 最高規範性等

(最高規範性)

第34条 この条例は、市政の基本的事項について、市で定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図らなければならない。

[解説]

第34条は、この条例がにかほ市の最高規範であることを定めています。

この条例は、本市で定める最高規範であるので、市の憲法という位置付けとなり、他

の条例、規則、要綱、総合計画等の制定、改正又は廃止に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、それぞれ整合性を図っていかなければならないものとしています。

(条例の検討及び見直し)

第35条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がまちづくりを推進するためにふさわしいものであるかどうか検討し、適切な措置を講じるものとする。

[解説]

第35条は、この条例の検討及び見直しについて定めています。

この条例の検討及び見直しの期間を、条例施行後4年を超えない期間ごととしたのは、条例は常時必要に応じて見直すことはもちろんであるが、条例が現状に即しているかどうかの検証を、最長でも市長、議員の任期である4年以内のそれぞれの任期中に一度は実施し、適切な措置を講ずるものとしたものです。

附 則

この条例は、平成21年6月25日から施行する。